1

(人)参考にしてください)

市・県民税はいつの所得に対して かけられるのですか?

ことになります。例えば、18年1月 るため、昨年度分と同じ程度の税金 県民税は、17年中の所得にかけられ 民税は、17年中の所得にかけられる てかけられます。18年度分の市・県 がかかります。 得にかけられるため、税金は安く に退職した場合、所得税は18年の所 (または非課税に)なりますが、市・ 市・県民税は、 前年の所得に対し

自分や自分と生計 医療費控除とはどのようなものな のですか?

市・県

割

税

税

税

税

均 等

非課

課

課

課

部を戻すという趣旨 支払った医療費の一 に計算されますが、 所得控除です。 た場合に認められる めに医療費を支払っ を一にする親族のた 控除額は下のよう -保険金等)

(所得の合計額×5%)

扶養親族

なれる

なれる

なれる

なれない

• 医療費控除額(最高200万円) (その年に支払った医療費の額

ご留意願います。

ではありませんので

平成17年中の

収入金額

93万円以下

100万円以下 100万円超

103万円以下

103万円超

93万円超

Q Α 扶養(配偶者)控除の対象となるの はどのような場合ですか?

の人です。 るのは、17年中の所得が38万円以下 配偶者控除や扶養控除の対象とな この基準に該当するのに が 安所

	戻る	< tr	得她	扶業
	場場会	くなったり	得控除G	食親物
,	戻る場合があります。	,	の申告を	扶養親族になっていない場合は
,	ります。	既に支	とする	ってい
,		払った	ことで	ない場
,		既に支払った所得税	の申告をすることで税金が	合は、
		2.0	<u>.</u>	

民税				
所	得	割		
非	課	税		
非	課	税		
課		税		
課		税		

17 るが終与(パー	した合むいた	こけの担合の	
収入が給与(パー	トを含む)だ	こけい场台の	リ日女

Q ように変わりますか? る人が増えると聞きました。どの 65歳以上で新たに税金が課税され

した。 度課税分から次のとおり改正されま 16・17年度税制改正により、 18 年

老年者控除が廃止されます

額が1, 老年者控除が廃止されます。 に所得から控除されていた48万円 年齢が65歳以上の人で、合計所得 000万円以下である場合

65歳以上の人は非課税措置が見直 されます

だし、 段階的に税金を負担していただきま 人は、 前年の合計所得が125万円以下の する非課税措置が廃止されます。 所得金額が125万円以下の人に対 65歳以上の人のうち、 17年1月1日現在65歳以上で 18年度から3年度にわたり、 前年の合計

公的年金等控除が改正されます

なります。 雑所得金額の計算方法が次のように の人の場合、 公的年金受給者で年齢が65歳以上 公的年金等にかかわる

公的年金等の収入額	公的年金等に係る雑所得の額
330万円未満	収入金額 -1,200,000円
330万円以上410万円未満	収入金額×75%- 375,000円
410万円以上770万円未満	収入金額×85%- 785,000円
770万円以上	収入金額×95%-1,555,000円

月8日発行の広報で紹介していますの す。具体的な例については、 税される人が増えるものと思われま と非課税措置の廃止により、 されていなかった人でも控除額の縮小 以上の改正により、これまでは課税 参考にしてください。 新たに課 17 年 12